

湖西市デマンド型乗合タクシー 運行業務仕様書

令和6年4月

湖西市

1. 適用範囲

この仕様書は、湖西市が発注する湖西市デマンド型乗合タクシーの運行業務に適用する。

2. 目的

湖西市における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、湖西市デマンド型乗合タクシー（以下、「デマンド型乗合タクシー」という。）の運行業務を委託する。

3. 委託事業の概要

(1) 運行区域等

運行区域は、新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区とし、それぞれの地区内及び地区外の指定施設（乗降場所）を指定する。

(2) 事業形態

本市と受注者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行業務委託契約を締結し、運行事業者は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 運行方法

道路運送法第4条による乗合運行

(5) 業務に必要とされる要件

- ① 運行業務、運行管理業務及び車両管理業務等を行える設備や体制が整っていること。
- ② 上記運行区域において、契約締結日から業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること又は有することが確実なこと。
- ③ 運行事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実にを行うこと。

(6) デマンド型乗合タクシーの運行内容

① 利用対象者

- ア. 利用対象者は、新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区の住民とその付き添いの者
- イ. 未就学児だけの利用はできないこととする。
- ウ. 運行車両への乗り降りに、乗務員の介助を必要としないこと。

② 利用登録

- ア. デマンド型乗合タクシーの利用は、原則として登録制とし、必要事項（住所、氏名、連絡先等）を記載した登録申請書を基に登録手続きを行う。

- イ. 市では、記載内容を確認し、利用者番号、氏名等を掲載した利用者登録証を無料で発行（郵送）する。
- ウ. 受託者へ必要な利用者情報を提供する。

③ 利用方法

- ア. 事前に運行事業者へ直接電話にて予約することとし、復路（帰り）の便が必要な場合も併せて予約することができる。同乗する付き添いの者、未就学児についても予約を必要とする。
- イ. 予約受付時間は、月曜日から金曜日の7時30分から17時00分までとする。祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- ウ. 予約受付は、往路7日前から各便の60分前まで、復路7日前から各便の30分前までとする。ただし、運行時間が8時00分及び8時30分の便は、前日の17時00分までの受付とする。

④ 運行目的地

- ア. 新居地区
 - 《新居地区内》 《岡崎地区》 《白須賀地区》
 - 《知波田地区》 《鷺津地区》
- イ. 岡崎地区
 - 《岡崎地区内》 《新居地区》 《白須賀地区》
 - 《知波田地区》 《鷺津地区》
- ウ. 白須賀地区
 - 《白須賀地区内》 《新居地区》 《岡崎地区》
 - 《知波田地区》 《鷺津地区》
- エ. 知波田地区
 - 《知波田地区内》 《新居地区》 《岡崎地区》
 - 《白須賀地区》 《鷺津地区》
- オ. 鷺津地区
 - 《鷺津地区内》 《新居地区》 《岡崎地区》
 - 《白須賀地区》 《知波田地区》

⑤ 運行日

月曜日から金曜日とする（運休日を除く）。

⑥ 運休日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

⑦ 運行経路等

- ア. デマンド型乗合タクシーの予約状況を基に、運行事業者が効率的な運行ルートを作成し、利用者の乗降を繰り返す。
- イ. 利用者宅と運行目的地（乗降場所、指定施設等）を結び、これら以外の乗降はできないものとする。また、指定施設から指定施設への移動はできないものとする。

⑧ 利用運賃（運賃）

ア. 新居地区

《新居地区内》 400 円 《その他の地区》 800 円

イ. 岡崎地区

《岡崎地区内》 400 円 《その他の地区》 800 円

ウ. 白須賀地区

《白須賀地区内》 400 円 《その他の地区》 800 円

エ. 知波田地区

《知波田地区内》 400 円 《その他の地区》 800 円

オ. 鷺津地区

《鷺津地区内》 400 円 《その他の地区》 800 円

※湖西市が発行する湖西市高齢者バス・タクシー乗車券も運賃収入に含む。

※利用運賃は、現金、回数券及び湖西市高齢者バス・タクシー乗車券にて徴収するものとする。

⑨ 割引運賃

2人以上の乗合が発生した場合について、以下の表に基づき1人当たりの運賃を割り引くものとする。

ア. 新居地区

地区区分	2人以上乗車
新居地区内	割引なし
その他の地区	300円割引

イ. 岡崎地区

地区区分	2人以上乗車
岡崎地区内	割引なし
その他の地区	300円割引

ウ. 白須賀地区

地区区分	2人以上乗車
白須賀地区内	割引なし
その他の地区	300円割引

エ. 知波田地区

地区区分	2人以上乗車
知波田地区内	割引なし
その他の地区	300円割引

オ. 鷺津地区

地区区分	2人以上乗車
鷺津地区内	割引なし
その他の地区	300円割引

また、下記の者については、乗合が発生した際の運賃を割り引いた後、下記に示すように運賃を割引くものとする。

- ・未就学児（同伴者1人につき2人まで）：【無料】
- ・湖西市コミュニティバス等無料乗車券を所持している方：【半額】
- ・小学生：【半額】
- ・身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方と、その付き添いの者1人：【半額】

⑩ 運行便数と運行時刻

ア. 岡崎地区、白須賀地区、鷺津地区

8:00、9:00、10:00、11:00、12:00、13:00、14:00、15:00、16:00、
17:00

イ. 新居地区、知波田地区

8:30、9:30、10:30、11:30、12:30、13:30、14:30、15:30、16:30、
17:30

《全地区共通事項》

⑪ 事業費の考え方

委託契約を締結する際に1運行当たりの事業費（運行費）を確定し、この運行費（割引運賃を含む）と利用者からの乗車賃（利用運賃 ※ただし、回数券は除く。）の差額を委託料として市が支払う。

また、運賃収入の他、車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額も運行経費から差し引くものとする。

⑫ 運行車両

ア. 運行事業者が所有する一般乗用旅客事業に使用する5人未満の乗車定員の車両を使用する。

イ. 車両の運行台数は、予備車両を含め26台以上とする。

※予想される配車に対して滞りなく対応すること。

ウ. 運行事業者は運行開始日までに車両を準備し、本市の確認を受けること。

⑬ 指定施設等については、湖西市地域公共交通会議、運行事業者と協議の上決定する。

4. 委託業務の範囲

(1) 新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区のデマンド型乗合タクシーの利用予約に関すること。

(2) 新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区のデマンド型乗合タクシーの運行に関すること。

(3) 新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区のデマンド型乗合タクシーの利用運賃の徴収に関すること。

- (4) 新居地区、岡崎地区、白須賀地区、知波田地区及び鷺津地区のデマンド型乗合タクシーの運行管理及び運転者に関する事。
- (5) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関する事。

5. 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、業務従事者及び運行管理者名簿、車両、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を都市計画課に提出すること。
なお、異動等があった際も同様とする。
- (3) 運行事業者は、毎月原則5日までに前月の運行及び車両管理状況、乗降者数、運賃収入等の報告書及び本市の指示する資料を都市計画課に提出すること。
- (4) 車両の点検・車検又は故障等による代車については、運行の支障のないように同等品以上の車両を準備し、運行すること。

6. 委託料、運行経費、収入

- (1) 委託料は、委託期間内における「1運行に係る運行費用」の合算額から「1運行によって徴収した利用運賃」及び車内・車外広告及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の補助金額を差し引いた金額とする。この場合において、当該利用運賃の合算額が運行費用の合算額と同額又は上回ったときには、委託料は発生しないものとする。

また、燃料費の高騰及び運賃改定等運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行費用が増加した場合は、発注者と受注者とが協議するものとし、必要に応じて変更契約を行うことができる。

- (2) 運行分の請求は次の期日までに請求するものとする。

令和6年7月10日（令和6年4月1日から令和6年6月30日までの運行分）

令和6年10月10日（令和6年7月1日から令和6年9月30日までの運行分）

令和7年1月10日（令和6年10月1日から令和6年12月28日までの運行分）

令和7年4月10日（令和7年1月4日から令和7年3月31日までの運行分）

市は、請求を受理してから30日以内に委託料を払うものとする。

- (3) 利用運賃の合算額が運行費用の合算額を同額若しくは上回った場合は、市は、当該金額を速やかに委託運行事業者に請求するものとし、運行委託事業者は、請求を受けた日から市が指定する口座に、期日内に支払うものとする。

- (4) 運行経費

経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び指定施設毎の乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費
- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・租税公課（自動車税・自動車重量税）

- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・その他業務に必要な経費

7. 委託事業上の注意事項

- (1) 事業者は、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な法人であること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必要な資料の提供ができること。
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、運行事業者となることができない。
 - ① 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者。
 - ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
 - ③ 湖西市から入札参加停止措置を受けている者。
 - ④ 正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者。
 - ⑤ 納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者。
 - ⑥ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。）。
 - ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。
 - ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの。

8. 特記事項

- (1) 事故等の報告
デマンド型乗合タクシーの運行业務等において、事故等緊急事態が発生したときは、速やかに市へ報告し、対応を協議するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。
- (3) 聞き取り調査
ア タクシー車両内において、利用者アンケート調査を実施し、利用者の意見や要望を聞き取る。

イ 調査後速やかに調査結果をまとめ、報告書を作成する。

ウ 調査日:運行期間内で本市の指示により決定し、1年間に1日程度とする。

(4) 損害賠償責任

事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因のいかんに関らず運行事業者の責任とする。

(5) 協議の場の設置

本業務の実施期間中、次の事項を協議する場を設置することができるものとする。

① 業務実績報告書についての質疑応答に関する事項。

② 安全管理、車両管理に関する事項。

③ 苦情、要望事項。

④ 運行方法等に対する改善提言に関する事項。

(6) 資料提供の協力等

市の求めにより運行に関する資料の提供、運行内容を協議する会等への参加について協力するものとする。

(7) 個人情報の取り扱い

当該委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、湖西市個人情報保護条例（平成17年3月25日湖西市条例第7号）の目的に鑑み適切に処理しなければならない。

(8) 再委託の禁止

第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。

(9) 関係法令等の遵守

委託業務の履行に関し、道路運送法（昭和26年法律第183号）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

(10) 疑義事項

本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、市と運行事業者の協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。

(11) 補助金の申請手続き等

運行事業者は、国庫補助の「地域公共交通確保維持改善事業」や、静岡県「市町自主運行バス事業費補助金」等の補助金交付を受けるための申請書作成や交付額決定後の支払請求書提出等の必要な手続きを行う。

(12) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

ア 運行事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

イ 運行事業者の責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

9. その他

- (1) 運行事業者は、関係法令遵守の上、本運行业務を遂行するものとする。
- (2) 運行期間中に発生した、本運行业務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、運行事業者が負うものとする。
- (3) 運行事業者として選定後、契約締結に先立ち、公共交通会議の委員として参加を要請する場合があるので、対応すること。なお、契約締結後は公共交通会議の委員として任命することを条件とする。
- (4) 公共交通会議での協議により、運行開始後に運行サービス水準（運行区域、運行ダイヤ、運行日、運行車両、運賃など）を変更する場合があるので公共交通会議で承認が得られた場合は対応すること。
- (5) 業務実績報告書、車両明細書、利用者明細書は別紙のとおり。

別紙

業務実績報告書

年 月 日

湖西市長 影山 剛士様

所在地
名称
代表者

⑩

湖西市デマンド型乗合タクシー運行業務委託契約書第9条に基づき運行状況を次のとおり報告します。

【 地区 】
【 年 月 】

1. 乗車人員 人

内訳

一般	障がい者	返納	付添人	小学生	幼児

2. 移動方面

新居	岡崎	白須賀	知波田	鷺津

3. 運行委託料 0 円

内訳

運行車両数	運行経費 (A)	運賃収入 (B)		運行委託料
		現金	高齢者券	(A) - (B)
				0

運賃収入区分

地区内移動			地区外移動				
無料	200円	400円	無料	250円	400円	500円	800円

※注意

- (1) 本報告書に「明細書」を添付して提出してください。
- (2) その他には、道路交通法第72条第1項の交通事故、自動車事故報告規則第2条の重大事故、旅客自動車運送事業運輸規則第3条により処理された苦情またはその他特出すべき事項について記載してください。

